

平成 2 7 年 度

学 校 監 査 報 告 書
(笛吹市立石和北小学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

石和北小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成27年4月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成27年6月19日（金） 午後1時15分から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、石和北小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調書」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
 - ①学力向上への取組み状況について
 - ②学校内でのいじめ等の発生件数及び不登校生徒の人数の理由及びその対応について

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成27年4月30日現在における石和北小学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、石和北小学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われてい

た。

(2) 事務・事業の執行状況

石和北小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。
なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

石和北小学校 学校教育課	事務 事業	特になし
-----------------	----------	------

●地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 27 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学力向上への取組み状況について

《現状及び今後の方針等》

基礎学力の定着に向けて

- ・校内研究・研修の一層の充実を図り、教材研究や指導過程・指導方法・指導形態の工夫に努め、基礎学力の定着と学び合う力を高める授業を行う。
- ・学習規律の確立を図り、学び合う学習集団を育てる。
- ・各種学力調査を活用し実態の把握に努めるとともに、学年やこの実態に配慮した指導を行う。
- ・個々に応じた学力の定着を図るため、少人数授業、ティームティーチングによる授業、取り出し指導などきめ細かな指導を行う。
- ・学校支援ボランティア等の協力を得ながら、放課後学習会、サマースクール等の課外学習を行う。

家庭学習の習慣化

- ・学家庭学習の手引きを家庭に配布し、その必要性を説明するとともに協力を求めている。

《指定事項②》

学校内でのいじめ等の発生件数及び不登校児童の人数の理由及びその対応について

《現状及び今後の方針等》

昨年度は、いじめ等の発生はなく、不登校児童もいない。担任や生徒指導担当を中心にいじめの防止については、日頃の教師による学級観察、児童アンケート等の実施のほか課題のある児童の情報を職員全員で共有化し、指導を行っている。

また、不登校児童の対策については、担任を中心に継続的に連絡を取ることや教育事務所から訪問カウンセラーを派遣してもらい、カウンセリングを受けて無理に登校刺激を与えずに、本人の意志で登校できるように学校と家庭とで取り組むようにしている。